

更生訓練費の支給について

●更生訓練費とは？

障害福祉サービスにおける、「自立訓練（生活訓練）」「自立訓練（機能訓練）」「就労移行支援」の支給決定を受けている方のうち、利用者負担上限月額が「0円＝（生活保護、低所得1、低所得2）」の方で、実際に事業所へ通所している方に対して振込みによって支給させていただくものです。

●1ヶ月あたりの更生訓練費支給額について

- ・通所した日数が1か月のうち15日以上以上のときは3,150円
- ・通所した日数が1か月のうち15日未満未満のときは1,600円

また、通所の際に公共交通機関を利用した場合は、「公共交通機関を利用した日数×280円」が支給されます。（※交通費支給の対象は電車およびバスのみとなっており、自家用車、タクシー、事業所所有の送迎バス等は現在対象外としています。）

また、訓練を受けた日数・通所に要する費用については実際に事業所へ通所していることを前提としており、施設外就労やトライアル雇用先、在宅利用などについては対象外としています。

●提出期限及び支給日について

申請書提出期限は「訓練を受けた月の翌月10日まで」となっています。

支給日については「訓練を受けた月の翌々月」を原則としていますが、期限を過ぎて申請書の提出があった場合、通常より支給日が遅れることがあります。

なお、支給に関してはご自身で記帳等していただき確認をお願いします。

例) 4月分の更生訓練費 … 5月10日までに申請書を市役所へ提出 ⇒ 6月末に指定口座へ振込み

●手続きについて

ご自身で手続きをしていただくか、事業所へ申請手続きを委任することも可能です。

*ご自身で手続きをされる場合

① 同意書（初回のみ）

② 申請書（毎月）

①～②をご自身で市役所へ提出していただく必要があります。②については、通所されている事業所の方で内容証明のサインをもらった上で提出をお願いします。

*事業所へ手続きを委任される場合

同意書、委任状を事業所へ提出していただく必要があります。

振込先の金融機関名および口座番号等を事業所へお伝えしていただき、毎月の申請書については

事業所の方から市役所へ提出していただくこととなります。

必要書類は事業所へ送付しております。